

令和6年7月19日

## 文化審議会の答申

### (選定保存技術の選定及び保持者の認定等)

文化審議会（会長 しまたに ひろゆき 島谷 弘幸）は、7月19日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、別紙のとおり選定保存技術の選定及び保持者の認定等について、文部科学大臣に答申しましたので、お知らせします。

この結果、官報告示の後に、選定保存技術の選定件数は89件、保持者数は67名、保存団体数は40団体となる予定です。

詳しくは、別紙の資料「Ⅰ. 答申内容」「Ⅱ. 解説」「Ⅲ. 参考」を御覧ください。

#### <担当>文化庁文化財第一課

課長	三輪 善英	(内線 9701)
課長補佐	津田 保行	(内線 9703)
文化財調査官(建造物担当)	結城 啓司	(内線 9684)
文化財調査官(美術工芸品担当)	多比羅 菜美子	(内線 9720)
文化財調査官(工芸技術担当)	生田 ゆき	(内線 9721)
審議会係長	杉本 翔	(内線 9718)
	電話:075-451-4111(代表)	



## I. 答申内容

## 1. 選定保存技術の選定及び保持者の認定

年齢は令和6年7月19日現在

選定保存技術	保 持 者		
名 称	氏 名	生年月日(年齢)	住 所
(有形文化財等関係)			
やねがわらせいさく りゆうきゆうがわら 屋根瓦製作(琉球瓦)	はちまん のぼる 八幡 昇	昭和24年12月16日 (満74歳)	沖縄県島尻郡 与那原町
(無形文化財等関係)			
たまはがねせいぞう ぶ 玉鋼製造(たたら吹き)	ほりお かおる 堀尾 薫	昭和44年4月24日 (満55歳)	島根県仁多郡 奥出雲町
(有形文化財等関係及び無形文化財等関係)			
とぎずみせいぞう 研炭製造	きどぐち たけお 木戸口 武夫	昭和34年10月14日 (満64歳)	福井県大飯郡 おおい町

## 2. 選定保存技術の保持者の追加認定

年齢は令和6年7月19日現在

選定保存技術	保 持 者		
名 称	氏 名	生年月日(年齢)	住 所
(有形文化財等関係)			
しっこうひんしゅうり 漆工品修理	むろせ かずみ 室瀬 和美	昭和25年12月26日 (満73歳)	東京都新宿区
しっこうひんしゅうり 漆工品修理	まつもと たつや 松本 達弥	昭和36年10月14日 (満62歳)	千葉県松戸市
びじゅつこうげいひん ほぞんきりばこせいさく 美術工芸品保存桐箱製作	すずか ごろう 鈴鹿 五郎	昭和23年6月19日 (満76歳)	大阪府大東市

### 3. 選定保存技術の選定及び保存団体の認定

選定保存技術	保 存 団 体		
名 称	団体名	代表者	事務所の所在地
(有形文化財等関係)			
や ね がわらぶき りゆうきゆうがわらぶき 屋根瓦葺(琉球瓦葺)	りゆうきゆうがわらぶき ぎじゆつ ほぞんかい 琉球瓦葺技術保存会	理事長 たばた ただし 田端 忠	沖縄県島尻郡 八重瀬町

### 4. 選定保存技術の保存団体の追加認定

選定保存技術	保 存 団 体		
名 称	団体名	代表者	事務所の所在地
(有形文化財等関係)			
かやぶき 茅葺	一般社団法人 にほんかやぶぶんかきょうかい 日本茅葺き文化協会	代表理事 あんどう くにひろ 安藤 邦廣	茨城県つくば市
(無形文化財等関係)			
にほんさんうるしせいさん せいせい 日本産漆生産・精製	特定非営利活動法人 たんばうるし 丹波漆	理事長 たかはし はるこ 高橋 治子	京都府福知山市

## II. 解説

### 〔1. 選定保存技術の選定及び保持者の認定〕

(有形文化財等関係)

#### 1 <sup>やねがわらせいさく</sup> 屋根瓦製作 (琉球瓦) <sup>りゅうきゅうがわら</sup> <sup>はちまん</sup> 八幡 <sup>のぼる</sup> 昇

今回初めて「屋根瓦製作（琉球瓦）」を選定保存技術に選定するとともに、八幡氏をその保持者として認定するものである。



(八幡 昇 氏)



(研修で雌瓦製作を指導する八幡氏(右))

#### (1) 選定保存技術の選定について

##### ①名称

屋根瓦製作（琉球瓦）

##### ②選定保存技術の概要

琉球瓦製作の技術は、琉球文化圏に伝わる独自の瓦葺<sup>かわらぶき</sup>屋根に用いる瓦を、手作業で製作する技術である。クチャ（沖縄本島中南部で採れる黒みを帯びた灰色の泥岩<sup>でいがん</sup>）を粉砕し、赤土を加えて捏ね、扇<sup>おうぎじょう</sup>状のタタラ（粘土の塊）をつくる。タタラから薄く切り出した粘土板は、瓦箱<sup>かいらばく</sup>や模骨<sup>もこつ</sup>と呼ばれる木製の型に巻き付けて成形し、乾燥後に手で4等分又は2等分に割る。焼成は摂氏約1,000度で行う酸化焼成となるため、クチャや赤土に含まれる鉄分により、特徴的な赤色を呈する。

沖縄では瓦葺の建物が急速に減少しており、また機械化の影響もあり、手作業で

瓦を作る技術は途絶えかけていることから、早急に保存の措置を図る必要がある。

## (2) 保持者の認定について

### ①保持者

氏 名 八幡 昇

生年月日 昭和24年12月16日（満74歳）

住 所 沖縄県島尻郡与那原町

### ②保持者の特徴

同人は琉球瓦製作に精通し、その技術は高い評価を得ている。また後進の指導・育成に尽力している。

### ③保持者の概要

同人は、瓦工場を営む家に生まれ、幼少期から家業の手伝いをしながら手作り瓦の技術を習得した。昭和50年から八幡瓦工場に入社して、さらに技術の研鑽を積み、平成3年からは同社の代表取締役を務める。

以上のように、同人は、屋根瓦製作（琉球瓦）の技術を正しく体得し、かつ、これに精通している。

### ④保持者の略歴

昭和50年 有限会社八幡瓦工場に入社

平成 3年 有限会社八幡瓦工場代表取締役（現在に至る）

同 16年 沖縄県赤瓦事業協同組合 代表理事（現在に至る）

令和 2年 琉球瓦製作研修（国庫補助事業）講師（現在に至る）

(無形文化財等関係)

1 たまはがねせいぞう 玉鋼製造 (たたら吹き) ほりお かおる 堀尾 薫

「玉鋼製造 (たたら吹き)」は、昭和52年5月11日に選定保存技術に選定されたが、令和6年6月22日、保持者の逝去により選定が解除された。今回、改めて選定するとともに、堀尾氏をその保持者として認定するものである。



(堀尾 薫 氏)



(砂鉄を装入する堀尾氏)

(1) 選定保存技術の選定について

①名称

玉鋼製造 (たたら吹き)

②選定保存技術の概要

作刀技術は中国大陸、朝鮮半島から渡来したものであるが、我が国独自の発達を遂げ、世界に比類のない鍛錬方法が今日に伝えられている。作刀の材料には、すぐれた玉鋼たまはがねが不可欠であり、この玉鋼を刀材に用いて始めて日本刀に刀剣としての卓絶した性能が付与され、また優美な姿、品のある地肌・景色、風合いのある刃文等の様々の美術的価値が生まれてくる。玉鋼以外の鉄を新しく刀材に利用すれば、伝統的鍛法は無視され、古刀に見られるような美術刀剣としての趣を追求しにくくなる。よって、美術刀剣類制作の保護に万全を期する上から、玉鋼確保のための玉鋼製造 (たたら吹き) の保存の措置を講ずる必要がある。

## (2) 保持者の認定について

### ①保持者

氏 名 堀尾 薫

生年月日 昭和44年4月24日（満55歳）

住 所 島根県仁多郡奥出雲町

### ②保持者の特徴

同人は玉鋼製造（たたら吹き）に精通し、その卓越する技術は高い評価を得ている。また平成26年の講師代行（村下代行）就任以降はたたら操業をけん引、近年は村下代行の筆頭として現場の差配を担い、後進の指導・育成に尽力している。

### ③保持者の概要

玉鋼<sup>たまはがね</sup>を製造する「たたら吹き」には、たたら炉の築造とその操業方法に精通し、かつ、技法を高度に体得した「村下<sup>むらげ</sup>」（技師長・総監督）の指導が必要である。

同人は、昭和44年、島根県仁多郡横田町（現 奥出雲町）に生まれた。地元の高등학교を卒業後、たたら操業に関心を持ち、平成元年に株式会社ワイエスエスサービス（現 株式会社プロテリアル安来製作所<sup>やすぎ</sup>）に入社、同社原料部へ配属され、和鋼<sup>わこう</sup>の伝統的知識を基に開発された特殊鋼の「ヤスキハガネ」の知識を得た。平成5年には、同社内でたたら操業を管轄する島上木炭銑工場<sup>とりかみ せん</sup>へ転属し、現在に至る。

同人は、平成5年、財団法人日本美術刀剣保存協会（現 公益財団法人日本美術刀剣保存協会）が実施する「日刀保たたら」のたたら操業実地研修会に初級養成員として参加し、木原明<sup>きはらあきら</sup>（昭和61年選定保存技術「玉鋼製造」（たたら吹き）保持者）に師事した。その後も、平成8年に中級養成員、同21年に上級養成員となり、玉鋼製造（たたら吹き）の技の習得と錬磨に努め、同26年には同会から講師代行（村下代行）に任命された。また、平成6年からは、玉鋼についての研究を深めるため、刀匠・久保善博<sup>くぼよしひろ</sup>に師事して作刀技術を体得し、同11年には美術刀剣製作承認を受けるなど、玉鋼に関して、幅広い知識習得と技術の錬磨に励んでいる。

同人は、平成5年より、木原明の下でたたら操業に従事し、直接指導を受け研鑽を積み、本操業全般は勿論のこと、原材料の砂鉄や木炭、釜の素材となる粘土の選定や築炉技術など、玉鋼製造（たたら吹き）の伝統的な知識や技術を習得してきた。また、常に養成員の先頭にあつて指導にあたり、平成26年の講師代行（村下代行）就任以降はたたら操業をけん引、近年は村下代行の筆頭として現場の差配を担い、

後進の指導・育成に尽力している。

以上のように、同人は、玉鋼製造（たたら吹き）の技術を正しく体得し、かつ、これに精通している。

#### ④保持者の略歴

平成 元年 株式会社ワイエスエスサービス（現 株式会社プロテリアル安来製作所<sup>やすぎ</sup>）に入社  
同 5年 同社<sup>とりかみ</sup> 鳥上木炭銑工場<sup>せん</sup>に転属  
同 年 「日刀保たたら」のたたら操業実地研修会初級養成員  
同 年 木原明に師事（令和6年まで）  
同 6年 久保善博に師事し、作刀技術を学ぶ（同11年まで）  
同 8年 「日刀保たたら」のたたら操業実地研修会中級養成員  
同 11年 美術刀剣製作承認を受ける  
同 15年 株式会社安来製作所ワイエスエス鳥上木炭銑工場（現 株式会社プロテリアル安来製作所原料部鳥上木炭銑工場）班長  
同 20年 同 主任  
同 21年 「日刀保たたら」のたたら操業実地研修会上級養成員  
同 26年 同 講師代行（村下代行）（現在に至る）  
同 29年 株式会社日立金属安来製作所鳥上木炭銑工場（現 株式会社プロテリアル安来製作所原料部鳥上木炭銑工場）主任  
令和 5年 株式会社プロテリアル安来製作所原料部鳥上木炭銑工場主任（現在に至る）

#### (3) 備考

同分野の既認定者・既認定団体

(死亡解除)

くむら かんじ  
久村 勲治（昭和52年5月11日選定・認定～同54年9月19日認定解除）

あべ よしぞう  
安部 由蔵（昭和52年5月11日選定・認定～平成7年9月5日認定解除）

わたなべ かつひこ  
渡部 勝彦（平成14年7月8日認定～令和5年5月20日認定解除）

きはら あきら  
木原 明（昭和61年4月28日認定～令和6年6月22日選定・認定解除）

(有形文化財等関係及び無形文化財等関係)

1 とぎずみせいぞう 研炭製造 きどぐち たけお 木戸口 武夫

「研炭製造」は、平成6年6月27日に選定保存技術に選定されたが、同29年10月19日、保持者の逝去により選定が解除された。今回、改めて選定するとともに、木戸口氏をその保持者として認定するものである。



(木戸口 武夫 氏)



(炭出し作業中の木戸口氏(左))

(1) 選定保存技術の選定について

①名称

研炭製造

②選定保存技術の概要

木炭は、古来、研磨に用いられ、現在も、ほおずみ 朴炭、するがずみ 駿河炭（静岡炭）、ろいろずみ 蠟色炭、つばき 椿炭といった各種研炭が、漆工品等の修理及び漆芸や金工の制作に不可欠な研磨用具として使用されている。

基本的に研炭は、乾燥させた原木をほぼ密閉した窯で燃焼・炭化させ、燃焼中に窯から引き出して消火するはくたんやき 白炭焼の製法により製造される。原木は個々に状態が異なり、かつ製造には天候等が関わるため、燃焼・炭化状態の調整には専門的知識と長年の経験が要求される。研炭の製造技術は原木の分布に応じて各地に発達したが、地元産の原材料の減少や、炭の需要の減少による製炭技術者の減少や高齢化が進み、研炭の製造技術者はごくわずかとなっている。

良質の研炭は、有形文化財の保存修理及び無形文化財に不可欠のものであり、そ

の製造技術の保存の措置を講ずる必要がある。

## (2) 保持者の認定について

### ①保持者

氏 名 木戸口 武夫

生年月日 昭和34年10月14日（満64歳）

住 所 福井県<sup>おおいぐん</sup>大飯郡<sup>ちよう</sup>おおい町

### ②保持者の特徴

同人は、各種の研炭の製造に精通しており、原木の確保から焼成、選別に至る作業を一貫して行うことで、適度な硬度の研炭を安定して供給し、研炭の使用者から大きな信頼を寄せられている。また、後進の指導・育成に尽力している。

### ③保持者の概要

同人は、昭和34年に生まれ、会社勤務を経て、平成6年に福井県<sup>おにゆうぐん</sup>遠敷郡名田庄村（現 福井県大飯郡おおい町）に移り、製炭技術者である東<sup>ひがしあさ</sup>浅太郎（同年選定保存技術「研炭製造」保持者）に師事して研炭の製造技術を学んだ。平成10年の独立後は、研炭の使用者である輪島塗の技術者等のもとに足繫く通って評を仰ぎ、それらを踏まえて試行錯誤を重ねて研炭の品質の向上に努め、駿河炭、朴炭、蠟色炭、<sup>つばきずみ</sup>椿炭の各製造技術を習得、研鑽した。

研炭製造には、研炭に適した原木が欠かせない。林業や製炭業の衰退を受け、同人は、伐採可能な原木の調査から、伐り出し、搬出といった一連の原木確保作業を自身で行っている。研炭製造は、同じ種類の研炭を焼く際にも、使用する原木の差や天候等の条件の差によって作業を調整する必要がある。同人は、原木の確保から焼成、選別に至る作業を一貫して行うことで、適度な硬度の各研炭を安定して供給し、使用者から大きな信頼を寄せられている。加えて、同人は平成30年から伝承者の養成（国庫補助事業）を行い、後進の指導・育成に尽力している。

こうした技術及び活動に対して、同人は、平成29年に「卓越した技能者（現代の名工）」表彰、同30年に黄綬褒章、令和2年に福井県文化賞、同4年に第42回伝統文化ポラ賞地域賞を受けた。

以上のように、同人は、研炭製造の技術を正しく体得し、かつ、これに精通している。

#### ④保持者の略歴

- 平成 6年 福井県<sup>おにゅうぐん</sup>遠敷郡名田庄村（現 福井県大飯郡おおい町）に移住  
同 年 <sup>ひがしあさたろう</sup>東 浅太郎（同年選定保存技術「研炭製造」保持者）に師事（同9年まで）  
同 7年 東浅太郎外1名とともに名田庄総合木炭生産組合を設立  
同 10年 独立  
同 年 名田庄総合木炭生産組合長（現在に至る）  
同 29年 「卓越した技能者（現代の名工）」  
同 30年 黄綬褒章  
令和 2年 福井県文化賞  
同 年 福井炭やきの会長・ふくい炭生産者連絡協議会長（いずれも現在に至る）  
同 4年 第42回伝統文化ポラ賞地域賞（研炭の製造・伝承）

#### (3) 備考

##### 同分野の既認定者

##### (死亡解除)

<sup>ひがし</sup> <sup>あさたろう</sup>  
東 浅太郎（平成6年6月27日選定・認定～同29年10月19日選定・認定解除）

## 〔2. 選定保存技術の保持者の追加認定〕

(有形文化財等関係)

- 1 しっこうひんしゅうり 漆工品修理 むろせ かずみ 室瀬 和美  
まつもと たつや 松本 達弥

### (1) 選定保存技術「漆工品修理」について

漆工品は、我が国では古く縄文時代より遺品がみられ、飛鳥、奈良時代にはさらに中国の影響を受け、各種の漆工および装飾技法を発展させ今日に及んでいる。奈良時代に初例がみられる蒔絵は、漆液の持つ接着力で器面に金粉を定着させて装飾するもので、平安時代以降盛んに行われた我が国独特の装飾技法として最も主要な装飾となり、極めて多くの遺例を今日に遺している。

漆工品の修理には技法及び材料についての広範な知識と豊かな修理体験に基づく適切な判断力、そして高度な技術が要求されるものであり、今日そのような人材は極めて稀少となっている。伝統的漆工品の修理ないし模造技術の伝承のためにも選定保存技術として保護することが必要である。

### (2) 保持者の認定について I



(室瀬 和美 氏)



(漆工品修理の様子)

#### ①保持者

氏 名 室瀬 和美

生年月日 昭和25年12月26日（満73歳）

住 所 東京都新宿区

#### ②保持者の特徴

同人は、伝統的な漆工品製作技術および漆工品修理技術を体得しており、特に各時代の蒔絵の伝統的技法を理解し、国宝・重要文化財の豊富な知見・修理実績を有している。

#### ③保持者の概要

同人は高等学校卒業後から、漆作家である父から指導を受けるとともに、東京藝術大学美術学部工芸科及び同大学大学院美術研究科漆芸専攻に在学して蒔絵を中心とする伝統的な漆工技法および漆工品修理を体得した。

昭和55年以降は東京国立博物館内の工房にて漆工品修理に従事し、また平成3年には東京都新宿区に目白漆芸文化財研究所めじろしつげいぶん かざいけんきゅうじょを設立し、漆工品制作のみならず、国宝・重要文化財（美術工芸品）の修理や復元模造制作において多数の実績をあげてきた。さらに同研究所で修理技術者の指導も積極的に行い、後進の育成に尽力している。

以上のように、同人は漆工品修理の技術を正しく体得しており、かつ、これに精通している。

#### ④保持者の略歴

昭和51年 東京藝術大学大学院美術研究科漆芸専攻修了

同 55年 東京国立博物館内の工房にて漆工品修理に従事

平成 3年 目白漆芸文化財研究所を開設、同社代表に就任（同7年まで）

同 7年 株式会社目白漆芸文化財研究所として設立、同社代表取締役に就任（同29年まで）

同 29年 同社顧問に就任（現在に至る）

### (3) 保持者の認定についてⅡ



(松本 達弥 氏)



(漆工品修理の様子)

#### ①保持者

氏 名 松本 達弥

生年月日 昭和36年10月14日(満62歳)

住 所 千葉県松戸市

#### ②保持者の特徴

同人は、各時代の漆工技法に対する豊富な知見をもち、その理解のうえに漆工品修理を実施している。とりわけ彫漆など中国より伝来した技法に精通している点は特筆される。また、各地の若手技術者への指導も精力的に行っている。

#### ③保持者の概要

同人は、昭和60年に香川県漆芸研究所を修了し、翌61年には上京して音丸<sup>おとまるよし</sup>芳雄(雅号 音丸<sup>こうどう</sup>耕堂)(昭和30年重要無形文化財「彫漆」(各個認定)保持者)、漆作家である音丸<sup>じゅん</sup>淳に指導を受け、彫漆の技法を中心に、漆工技法を習得した。

平成9年から株式会社目白漆芸文化財研究所にて、漆工品の修理技術を体得し、国宝・重要文化財(美術工芸品)の修理や文化財の復元模造制作に携わった。平成18年からは個人事業主として漆工品修理を受託し、現在に至る。

また、東京文化財研究所の在外漆工品修復海外専門家派遣事業において、ドイツのケルンにてワークショップの講師を務めたほか、現在は東京藝術大学大学院の非常勤講師として漆工品修理を指導するなど、漆工品修理の伝承者養成及び、国内外における修理技術者の指導にも積極的に取り組んでいる。そのほか、東日本大震災

や、沖縄県那覇市首里城跡火災で被災した漆工品修理の技術指導を行うなど、文化財修理への貢献は大きい。

以上のように、同人は漆工品修理の技術を正しく体得しており、かつ、これに精通している。

#### ④保持者の略歴

昭和60年 香川県漆芸研究所修了

同 61年 音丸耕堂（昭和30年重要無形文化財「彫漆」（各個認定）保持者）、音丸淳に指導を受ける

平成 9年 株式会社目白漆芸文化財研究所にて漆工品修理に従事

同 18年 個人事業主として漆工品修理に従事（現在に至る）

同 22年 株式会社目白漆芸文化財研究所にて、主任技術者として漆工品修理に従事（同28年まで）

令和 元年 東京藝術大学大学院にて非常勤講師として漆工品修理を指導（現在に至る）

#### （4）備考

##### 同分野の既認定者

##### （死亡解除）

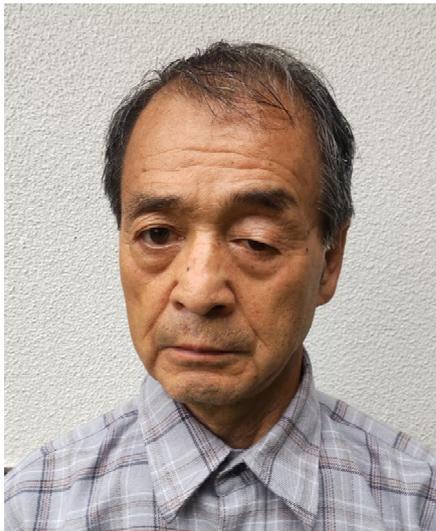
きたむら きゅうぞう  
北村 久造（雅号 きたむら だいつう 北村 大通）（昭和51年5月4日選定・認定から平成4年12月16日選定・認定解除）

##### （申出解除）

きたむら けんいち  
北村 謙一（雅号 きたむら しょうさい 北村 昭齋）（平成6年6月27日選定・認定～令和3年10月28日認定解除）

##### （現保持者）

きたむら しげる  
北村 繁（令和3年10月28日認定）



(鈴鹿 五郎 氏)



(保存桐箱作成の様子)

### (1) 選定保存技術「美術工芸品保存桐箱製作」について

我が国では書画や工芸品の保存のため多くの場合、伝統的に桐製の保存箱が用いられてきている。これは桐箱が箱外の温湿度の変化に緩かに適応していく性質があり、美術工芸品を安定した環境の中で保存管理する上で極めて有効であることによる。このため国宝・重要文化財等の美術工芸品は修理の際に桐の保存箱や箆笥を製作し、これに収納することによる保存・管理が原則となっている。

保存箱や箆笥の製作にあたっては十分に吟味された材料と正確かつ熟練した指物技術が要求されるが、現在、美術工芸品の修理技術者に協力し得る優れた指物師は、きわめて少なくなって来ており、当該技術を保護する必要がある。

### (2) 保持者の認定について

#### ①保持者

氏 名 鈴鹿 五郎

生年月日 昭和23年6月19日(満76歳)

住 所 大阪府大東市(作業場)

#### ②保持者の特徴

同人の美術工芸品保存桐箱製作は、桐材から発生する有機酸を抑える独自の工夫と、複雑な形状を持つ個々の工芸品に合わせた箱の仕様、正確かつ繊細な仕上がりが高く評価されている。

### ③保持者の概要

同人は、昭和23年、大阪府大阪市にて指物製作を営む家に生まれた。大学中退後から父に師事し、指物製作技術を体得した。茶道具や陶磁器用の木箱製作を手始めに、漆工品など工芸品全般の桐箱製作に意欲的に取り組む中で技術を錬磨した。平成22年から正倉院宝物の保存桐箱の製作に携わり、平成30年からは国宝・重要文化財（美術工芸品）のうち工芸品分野の保存桐箱の製作に従事するなど、美術工芸品保存桐箱製作の実績を重ねてきた。

同人製作の保存桐箱類は、吟味した国産材を水に晒すことにより有機酸の放散を抑えた材を用いる点に特長がある。また、極めて正確かつ繊細な加工技術により個々に複雑な形状をもつ工芸品の保存・活用に適した多様な形状の箱の製作に優れる。このように同人製作の保存桐箱は斯界の高い評価を得ており、文化財保存の上で欠かすことができない存在となっている。

以上のように、同人は、美術工芸品保存桐箱の技術を正しく体得し、かつ、これに精通している。

### ④保持者の略歴

昭和45年 家業の木箱製作に従事

平成22年 美術工芸品保存桐箱の製作に従事

## (3) 備考

### 同分野の既認定者

#### (死亡解除)

まえだ ゆういち  
前田 友一（昭和55年4月21日選定・認定～令和元年11月2日認定解除）

うえだ よしひろ  
上田 淑宏（昭和56年4月20日認定～平成9年5月27日認定解除）

#### (現保持者)

おおさか しげお  
大坂 重雄（平成26年10月23日認定）

こじま のぼる  
小島 登（令和4年10月31日認定）

まえだ やすかず  
前田 泰一（雅号 前田 友齋）（令和4年10月31日認定）

### 〔3. 選定保存技術の選定及び保存団体の認定〕

(有形文化財等関係)

#### 1 やねがわらぶき 屋根瓦葺 ( りゅうきゆうがわらぶき 琉球瓦葺 ) りゅうきゆうがわらぶき ぎじゅつほぞんかい 琉球瓦葺技術保存会

今回初めて「屋根瓦葺 (琉球瓦葺)」を選定保存技術に選定するとともに、琉球瓦葺技術保存会をその保存団体として認定するものである。



(琉球瓦葺研修実施状況 1)



(琉球瓦葺研修実施状況 2)

#### (1) 選定保存技術の選定について

##### ①名称

屋根瓦葺 (琉球瓦葺)

##### ②選定保存技術の概要

琉球瓦葺は本瓦葺ほんがわらぶきに類する屋根瓦葺であるが、琉球文化圏に伝わる独自の瓦葺技術である。平瓦ひらがわらに相当する雌瓦みーがーら、丸瓦まるがわらに相当する雄瓦うーがーら、軒平瓦のきひらがわらに相当する髭瓦ひじがーら、軒丸瓦のきまるがわらに相当する花瓦はながーらの4種類のみで葺き上げ、基本的にはその他の役瓦やくがわらを用いない。瓦の目地や棟を漆喰めじむねしっくいで塗り固め、谷を平瓦2列、丸瓦1列で葺き、棟際に通気口むねぎわのイーチミーを設けるなどの特徴的な葺き方は、高温多湿で降水量が多く、台風が頻繁に来襲する沖縄の気候に適合している。

沖縄では瓦葺の建物が急激に減少しており、琉球瓦葺の技術を高度に体得した技能者が減少しているため、早急に保存の措置を図る必要がある。

## (2) 保存団体の認定について

### ①保存団体

団 体 名	琉球瓦葺技術保存会
代 表 者	理事長 <small>たばた</small> 田端 <small>ただし</small> 忠
事務所の所在地	<small>しまじり</small> 沖繩県島尻郡八重瀬町 <small>やえせちよう</small>

### ②保存団体の概要

琉球瓦葺技術保存会は、平成19年に設立された沖縄県琉球赤瓦漆喰施工協同組合を母体とし、琉球瓦葺技術の継承と、伝承者の養成を目的として、令和6年4月に設立された。令和2年度からは同会の技能者が主となり、国庫補助事業の琉球瓦施工研修を実施しており、後進の指導・育成に尽力している。

同会は、琉球瓦葺技術に精通した技能者を構成員としており、当該技術の保存継承のための事業を実施するためにふさわしい団体である。

## (3) 備考

同分野の既認定者及び既認定団体

なし

## 〔4. 選定保存技術の保存団体の追加認定〕

(有形文化財等関係)

### 1 茅葺 かやぶき 一般社団法人 にほんかやぶ ぶん かきょうかい 日本茅葺き文化協会

「茅葺」は、昭和55年4月21日に選定保存技術に選定され、現在、保存団体として公益社団法人 ぜんこくしゃ じとう や ね こう じ ぎ じゆつ ほ ぞん かい 全国社寺等屋根工事技術保存会が認定されている。現保存団体に加えて、同協会を新たに保存団体として「追加認定」するものである。



(茅葺研修実施状況 1)



(茅葺研修実施状況 2)

### (1) 選定保存技術「茅葺」について

茅葺は、我が国では草葺の一種として、古くから建造物の種類と地域を問わず広範囲に使用されてきた技術である。ススキやヨシ、チガヤといった植物性の材料を屋根に葺くものであるが、地域的にはいくつかの技法の差がみられ、それが茅葺の地方色として伝統的に残されている。

現在重要文化財として保存されている茅葺の建造物を維持し、後世に伝えるためには茅葺の技術は欠くことができない重要な技術である。

### (2) 保存団体の認定について

#### ①保存団体

団 体 名	一般社団法人 日本茅葺き文化協会
代 表 者	代表理事 <small>あんどう くにひろ</small> 安藤 邦廣

事務所の所在地 茨城県つくば市

## ②保存団体の概要

一般社団法人日本茅葺き文化協会は、建造物保存修理の主たる技術である屋根工事のうち、茅葺に係る文化と技術の継承と振興を図り、もって日本文化と地域社会の発展に資することを目的に組織された団体である。設立以来、技能者に加えて一般会員の参加を得て、茅葺に係る研修や、研究者、地域住民との対話を実施し、平成30年には選定保存技術「茅採取」の保存団体に認定された。同年、技能者により組織される部会を発足し、茅葺の技能継承のための研修を継続的に実施している。研修では、茅葺の地域性に配慮して、後進の指導・育成に尽力している。団体を構成する技能者は、全国の重要文化財建造物保存修理工事に従事するほか、各地に存する重要伝統的建造物群保存地区における茅葺屋根工事にも従事するなど、幅広く文化財建造物の修理に実績を持つ。当該技術の保存継承のための事業を実施するにふさわしい団体である。

## (3) 備考

同分野の既認定団体

(現保存団体)

公益社団法人 全国社寺等屋根工事技術保存会(昭和55年4月21日選定・認定)

(無形文化財等関係)

## 1 にほんさんうるしせいせい 日本産漆生産・精製 たんばうるし 特定非営利活動法人 丹波漆

「日本産漆生産・精製」は、昭和51年5月4日に選定保存技術に選定され、現在、保存団体としてにほんぶんかざい 日本文化財漆協会、にほん 日本うるし掻き技術保存会が認定されている。現保存団体に加えて、同団体を新たに保存団体として「追加認定」するものである。



(漆掻き)



(ウルシ植栽地)

### (1) 選定保存技術「日本産漆生産・精製」について

日本産漆は、しつげい 漆芸等の制作や、建造物・美術工芸品等の修理に欠かせない原材料である。漆生産には、ウルシの植栽や保育・管理、成長した原木からの漆液の採取等の技術があり、漆精製は、攪拌や水分量の調整等を通して、各種用途に適した漆を製造する技術である。

江戸時代には、各藩の奨励のもと、各地でウルシの植栽や漆液の採取が盛んになったが、明治時代以降、外国産漆の輸入に依存してきたため、技術者は減少し、国内消費量に占める国産漆の割合はわずかとなっている。

日本産漆生産・精製は、無形文化財等の保存を図る上で欠かせない技術であり、保存の措置を講ずる必要がある。

### (2) 保存団体の認定について

#### ①保存団体

団 体 名 特定非営利活動法人 丹波漆

代 表 者 理事長 <sup>たかはし</sup> 高橋 <sup>はるこ</sup> 治子

事務所の所在地 京都府福知山市

## ②保存団体の概要

特定非営利活動法人<sup>たんばうるし</sup>丹波漆は、漆掻き職人の<sup>きぬがわみつじ</sup>衣川光治が昭和23年に設立した丹波漆生産組合を、平成24年に法人化した団体で、現在は、ウルシの育成や漆掻きの技術者、漆精製に携わる者、漆の使用者、研究者等で構成される。

法人化以前、平成3年には「<sup>たんば</sup>丹波の<sup>うるし</sup>漆かき」が京都府の無形民俗文化財に指定され、同21年には「<sup>やくのたんばうるしりん</sup>夜久野丹波漆林」がふるさと文化財の森に設定された。

法人化以後、同団体は、植栽等の原木に関する諸技術の保存、漆掻き職人の育成、漆文化とその価値の発信を通して、丹波の漆の包括的な保存に寄与することを目的に掲げ、植栽事業や伝承者養成事業（平成29年から国庫補助事業）から普及啓発事業等に至る各種の事業を、地域に密着した取組として展開してきた。

こうした同団体の活動に対しては、平成30年に第38回伝統文化ポौर賞地域賞、令和4年に第58回社会貢献者表彰が贈られている。我が国では、各地でその土地のウルシに対応した漆生産技術が育まれてきており、西日本において後進の指導・育成に尽力している同団体の活動は、技術の多様性を保持する上で不可欠である。

以上のように同団体は、日本産漆生産・精製の技術の保存上適当と認められる事業を行う団体である。

## (3) 備考

同分野の既認定団体

(現保存団体)

日本文化財漆協会（昭和51年5月4日選定・認定）

日本うるし掻き技術保存会（平成8年5月10日認定）

### Ⅲ. 参考

#### 1. 選定保存技術の選定及び保持者等の認定制度

文化財保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定し、その技を保持している個人又は技の保存事業を行う団体を保持者又は保存団体として認定。

#### 2. 選定・認定までの手続き

毎年1回、有識者により構成される文化審議会の専門調査会における専門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が選定保存技術の選定と保持者や保存団体の認定を行っている。

#### 3. 「選定保存技術」の選定件数と「保持者」及び「保存団体」の認定数について

区分	選定保存技術(件)	保持者数(人)	保存団体数(団体)
選定・認定前	85	61	45(38)*
今回の選定・認定	4	6	3
選定・認定後	89	67	48(40)*

※保存団体には重複があるため、( )内は実団体数

#### 4. 「文化財保存技術保存事業費国庫補助」について

選定保存技術保持者及び保存団体には、文化財保存技術保存事業費国庫補助として以下の経費を補助している。

保 持 者：伝承者の養成、技術・技能の錬磨等のための経費として  
1人当たり年間約110万円

(伝承者の養成に特に必要な場合は追加補助)

保 存 団 体：伝承者の養成、技術・技能の錬磨等のための事業実施に必要な経費